



臨時福祉給付金(経済対策分)の申請受け付けが始まります

消費税の引き上げに際し、低所得者の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的かつ臨時的な措置として、以下の対象者に給付金を支給します。

問 福祉総務課(総和福祉センター「健康の駅」)
☎91-5615

対象 平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給対象者で、平成28年1月1日時点で古河市に住民票があり、平成28年度分の住民税(均等割)が非課税の人
※ただし、住民税が課税されている人の扶養親族等になっている場合や、生活保護受給者などは対象外です。また、支給決定までの間に亡くなられた人も対象になりません。

※該当すると思われる人には、4月中旬以降に申請書を郵送します。ご自身が対象と思われる人で申請書が届かない場合は、福祉総務課へ問い合わせください。

給付額

対象者1人につき1万5,000円
申請期間 4月14日(金)～8月14日(月) [消印有効]

※申請期間を過ぎた場合は受け付けできません。ご注意ください。

申請方法

原則、郵送申請
※申請書に同封する返信用封筒をご利用ください。

提出書類

①申請書

②添付書類

- ・申請者全員分の本人確認書類
- ・通帳等の口座情報が確認できる部分の写し

※ただし、前回と同一口座への振り込みを希望する場合は、通帳の写しの添付は不要です。

※詳しくは申請書に同封の案内チラシをご覧ください。

振り込み詐欺や個人情報の
さくしゅ
搾取にご注意ください

自宅や職場などに市や厚生労働省の職員等をかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず福祉総務課または古河警察署(☎30-0110)にご連絡ください。

給付金支給の流れ

①市から申請書を発送

【4月中旬】

給付金の対象となる可能性がある人に申請書等を郵送



②申請書を記入し、添付書類を準備



③申請書と添付書類を期限内に提出 [原則郵送]

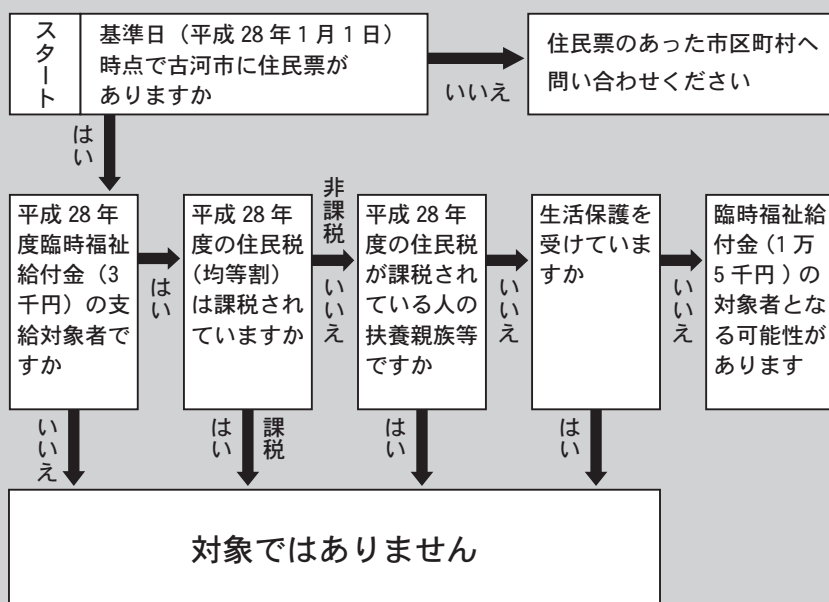


④市から結果ハガキを郵送
市が申請内容を審査し、結果(支給の可否)を通知



⑤市から給付金を振り込み
支給が決定した人には、給付金を指定口座に振り込み

対象者診断フローチャート



※上記のフローチャートは一般的な場合を想定しています。不明な点は市役所または厚生労働省へ問い合わせください。

